

# 国際交流基金の寄付金制度

経理部資金課 03-5562-3519

国際交流基金は法人税法施行令第77条および所得税法施行令第217条により、「公益の増進に著しく寄与する法人」(特定公益増進法人)に指定されています。

当基金へのご寄付は、次の通り税制上の優遇措置が受けられます。当基金が発行する領収書をもって、所管の税務署で申告してください。

## ■寄付金控除の計算方法

○ 個人の場合:所得の25%を上限として、寄付の合計金額から1万円を差引いた金額が所得控除の対象となります。

※ 相続財産を寄付した場合は、一定の条件下で相続税の対象外にすることができます。

○ 法人の場合:通常の寄付金損金算入額とは別枠で、これと同額まで損金算入が認められます。

損金算入限度額=(資本等の金額×当期の月数/12×0.0025+所得の金額×0.025)×0.5

## 特定寄付金

日本国内の企業や個人が国内外の国際文化交流事業に対して寄付を計画している場合に、特定公益増進法人である当基金が寄付を受け入れ、その寄付金を原資とした助成金を当基金から事業実施団体に交付することによって、寄付金を税制上の優遇措置の対象とできるようにする制度です。この制度を通して、当基金では、広く企業や個人が国際文化交流に寄与することを支援しております。受け入れ事業は、年二回開催される審査委員会で決定されます。

## 一般寄付金

寄付の時期、寄付額ともご寄付いただく方の任意でお決めいただく寄付金を受け付けております。寄付金の使い方には、(1)寄付いただいた年度に使い切る方式と、(2)寄付金をファンドとしてその運用利息を恒久的に使う方式とがあります。ご希望の方式で、国際文化交流事業へのご支援をお待ち申し上げております。

## 会員

年会費として一定額以上のご寄付をお願いする会員になっていただきますと、定期刊行物の送付や図書館の利用、催しへのご案内等、様々な特典がございます。会員制度には「賛助会」(個人一口2万円、団体一口10万円)、「友の会」(個人のみ、一般4千円、学生2千円)の2種類がございます。当基金へのご寄付はすべて税制上の優遇措置の対象となります。随時ご入会を受け付けております。国際文化交流事業の一層の発展・普及のため、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

## 国際交流基金フォーラム The Japan Foundation Forum



国際交流基金フォーラムは、当基金主催事業のみならず、他の文化交流団体が実施する国際交流を目的とするすぐれた各種催し物のためにも有料にて貸し出しを行います。公演、展示、映画、講演、シンポジウム・セミナー等幅広いジャンルの催しに対応可能な設備を備えており、400人程度まで収容可能です。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-22 赤坂ツインタワー1F 最寄り駅 営団地下鉄銀座線/南北線「溜池山王駅」12番出口すぐ

施設ご利用のお問い合わせ

(財)国際文化交流推進協会(エース・ジャパン)国際交流基金フォーラム係

TEL.03-5562-0699 FAX.03-5562-4423 URL:<http://www.acejapan.or.jp/frm/index-j.html>

3月2日(日)まで

## アンダーコンストラクション アジア美術の新世代

開 館:12:00~20:00

休館日:月曜日(月曜祝日の場合は火曜日)および2月9日(日)

入場料:(東京オペラシティアートギャラリーとの共通券)

一般1,000円、大高生800円、中小生600円

団体料金:それぞれ200円引き

お問い合わせ:アジアセンター国内事業課 03-5562-3892

# The Japan Foundation Forum